

## 認定描画療法士資格取得および更新の要件

### 1. 資格取得の要件

以下の要件を全て満たし、かつ資格研修委員会及び常任理事会で承認され、申請年度までの会費及び所定の認定費用を納めた者を描画療法士として認定し、「日本描画テスト・描画療法学会認定描画療法士」の証書を授与する。

- 1 本学会に入会して2年以上が経過していること  
入会日は入会金納入日とし、申請日時点で2年以上の会員歴を継続して有していること。
- 2 本学会の大会に2回以上参加していること（大会前日のワークショップは除く）  
参加証明書または名札等の参加したことがわかる書類の複写を申請書に添付すること。
- 3 本学会が主催する認定描画療法士研修の基礎コースを受講済みであること  
受講証明書の原本を申請書に添付すること。
- 4 描画による臨床実践経験を3年以上有すること  
職歴証明書・在職証明書等（書式は定めない）を申請書に添付すること。

### 2. 資格更新の要件

5年ごとに資格の更新を行う。以下の要件の1と2を含む3要件以上を更新受付期間までに満たし、かつ資格研修委員会及び常任理事会で承認され、更新年度までの会費及び所定の更新費用を納めた者に資格更新を認定する。

- 1 本学会の会員で描画等による臨床実践を継続的に行っていること  
申請書の所定の欄に記載すること。
- 2 本学会が主催する認定描画療法士研修の応用実践コースを1回以上受講していること  
受講証明書の原本を申請書に添付すること。
- 3 本学会の大会に2回以上参加していること（大会前日のワークショップは除く）  
参加証明書または名札等の参加したことがわかる書類の複写を申請書に添付すること。
- 4 本学会で1回以上発表（共同発表を含む）していること  
発表抄録の複写を申請書に添付すること。
- 5 本学会の主催する研修会で事例提示等を行っていること  
事例提示を行ったことがわかる資料の複写を申請書に添付すること。
- 6 本学会誌に論文等を発表していること（共同執筆や分担執筆ならびに印刷中を含む）  
申請書の所定の欄に記載すること。
- 7 描画に関する論文や著書を公表していること。（論文とは学会誌や研究機関の紀要等に掲載されたものを示す。また論文・著書には共同執筆や分担執筆、ならびに印刷中を含む）  
本人が公表したことを示す部分の複写を申請書に添付すること。

※資格更新審査の保留について

資格更新の保留を希望する場合は、更新受付期間（9/20～10/20）に「認定描画療法士資格更新保留願い（学会 HP からダウンロード）」を作成し、資格研修委員会宛にお送りください。更新受付期間から 1 年を経過し、保留の願いがなければ資格が失われます。また資格更新の保留期間は最長 2 年間で、保留期間中に認定描画療法士を呼称することはできません。さらに保留期間は次回の更新日までの残存期間に含まれます。

**3. 資格取得ならびに更新に伴う費用**

資格認定費：20,000 円

資格更新費：10,000 円

以 上

資格研修事務局

〒564-8680

大阪府吹田市山手町 3 丁目 3 番 35 号

関西大学 総合研究室棟 香川研究室気付

日本描画テスト・描画療法学会 資格研修事務局